

## 「育児保険」/「こども保険」構想をめぐって

昭和から平成に変わる頃から、筆者の関心事に介護と子ども・子育て支援が加わった。当時、急速な少子高齢化と家族機能の脆弱化により問題が一般化しつつあったにもかかわらず、いずれも税を主要財源として低所得者に重点をおく福祉の対応に軸足を置いていた。これを国民的政策課題として位置づけ、年金、医療に並ぶ柱として拡充するには、社会保険システムによる対応が最も有効ではないか、という問題意識であった。

その手掛かりはあった。健康保険法では、当初から分娩に伴う費用や休業保障を行っていたし、雇用保険でも1994年の改正で育児休業給付を導入していた。そこで、たとえば年金制度を活用し、全国民共通の基礎年金制度の中に育児支援給付を創設してはどうかと考えて、次のような提案をしたことがある。

児童手当を基礎年金に吸収し、所得制限を廃止した上で、対象年齢の引上げ（少なくとも義務教育終了まで、できれば高校卒業まで）と経済的に意味のある水準にまで給付の改善を行う。特に就学前は保育手当として位置づけ重点的に引き上げるとともに、保育所利用料との調整を行う。費用は、年金保険料に上乗せして徴収する負担金のほか、公費の重点的な投入を行う（拙稿「少子化時代の社会保障改革の課題」、『週刊社会保障』第2049号、1999.08.09-16）。ちなみに、当時の児童手当の支給対象は3歳未満、支給額は子1人につき月額第1・2子が5,000円、第3子以降1万円であった。所得制限も厳しく、保育支援手当と言ってもよいもので、税財源と補足的な事業主拠出金に依存することの制約を痛感させるものであった。

この提案は、基礎年金制度のなかに児童手当を吸収することにより支給額を改善するとともに、世代間扶養のシステムである年金制度の基盤強化を目指すものであった。これを年金制度の保険料徴収システムを活用した「育児保険」構想として理解すれば、2017年に小泉進次郎氏など自民党若手議員が提案した「こども保険」構想と考え方は変わらない。そこでは、年金保険料に付加してこども保険料を徴収し、幼児教育・保育の実質無償化の第一歩として、こども保険給付金として未就学児の児童手当に上乗せ支給するとしていた（自民党・2020年以降の経済財政構想小委員会報告書、2017年3月）。

当時、消費税10%への引上げが先送りされているなかで、全世代型社会保障への転換が叫ばれていた当時あって、この提案は、メッセージ性の強い「こども保険」というネーミング、それに小泉進次郎氏の発信力もあり、大きな話題になった。そして翌年の「骨太の方針2017」では、人材投資の抜本強化策の一環として、「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保障方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める」としていた。ここでいう「新たな社会保険方式の活用」に注目していたのだが、意外にも安倍総理は消費税の用途組替えを選択したのだった。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。

